

令和元年第2回

富谷市議会定例会議案書

令和元年6月18日提出

富 谷 市

# 令和元年第2回 富谷市議会定例会議案

## 目 次

### 議 案

議案第 1号	富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市森林環境整備基金条例の制定について・・・・・・・・	6
議案第 3号	財産の交換, 譲与, 無償貸付け等に関する条例等の一部改正について	8
議案第 4号	富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例の一部改正について・・	25
議案第 5号	富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について・・	28
議案第 6号	富谷市地域活動支援センター条例の一部改正について・・・・・・・・	32
議案第 7号	富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	34
議案第 8号	富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	36
議案第 9号	富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について・・・・・・・・	41
議案第10号	令和元年度富谷市一般会計補正予算(第2号)・・・・・・・・	別冊

議案第11号	令和元年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第12号	令和元年度富谷市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第13号	令和元年度富谷市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第14号	令和元年度富谷市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第15号	和解及び損害賠償額の決定について	45

議案第 1 号

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定に基づき、選挙公営について必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。

## 富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第1項及び第143条第15項の規定に基づき、富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙運動用自動車の使用の公費負担)

第2条 富谷市議会議員及び富谷市長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、富谷市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、

当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

(1) 当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額

(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において選挙運動用自動車の借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が1万5,800円を超える場合には、1万5,800円）の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手（同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額（当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円）の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、1円に切り上げる。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する

。

議案第 2号

富谷市森林環境整備基金条例の制定について  
富谷市森林環境整備基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

森林環境譲与税を原資に、森林の整備及びその促進に関し市が実施する施策に要する経費に充てるため、富谷市森林環境整備基金を設置するもの。

## 富谷市森林環境整備基金条例

### (設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関し市が実施する施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、富谷市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3号

財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例等の一部改正について  
財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い，所要の改正を行うもの。

財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例等の一部を改正する条例

(財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例の一部改正)

第1条 財産の交換，譲与，無償貸付け等に関する条例（昭和39年富谷町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条 略</p> <p>(行政財産の目的外使用)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，行政財産の目的外使用許可に係る使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は，前項の規定により算出した使用料の額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 略</p> <p>第9条・第10条 略</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>(行政財産の目的外使用)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず，行政財産の目的外使用許可に係る使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は，前項の規定により算出した使用料の額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3～7 略</p> <p>第9条・第10条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(鷹乃杜防災センター条例の一部改正)

第2条 鷹乃杜防災センター条例（平成5年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行																																								
<p>第1条～第10条 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後1時</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後5時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一階</td> <td>第1和室</td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 650円</u></td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 650円</u></td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 100円</u></td> <td><u>1, 650円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	一階	第1和室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>	第2和室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>	調理室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>別表（第7条関係）</p> <p>1 基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> <tr> <th>午前9時～午後1時</th> <th>午後1時～午後5時</th> <th>午後5時～午後9時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一階</td> <td>第1和室</td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 620円</u></td> </tr> <tr> <td>第2和室</td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 620円</u></td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 080円</u></td> <td><u>1, 620円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時	一階	第1和室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>	第2和室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>	調理室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>
区分		午前	午後	夜間																																					
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時																																						
一階	第1和室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>																																					
	第2和室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>																																					
	調理室	<u>1, 100円</u>	<u>1, 100円</u>	<u>1, 650円</u>																																					
区分	午前	午後	夜間																																						
	午前9時～午後1時	午後1時～午後5時	午後5時～午後9時																																						
一階	第1和室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>																																					
	第2和室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>																																					
	調理室	<u>1, 080円</u>	<u>1, 080円</u>	<u>1, 620円</u>																																					

改正後					現行				
二階	第1会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>	二階	第1会議室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>
	第2会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>		第2会議室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>
	研修室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>		研修室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>
備考 他の市町村の者が使用する場合は、基本使用料の5割増の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。					備考 他の市町村の者が使用する場合は、基本使用料の5割増の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。				
2 略					2 略				
3 暖房使用料 石油ストーブ1台につき、4時間以内の使用にあつては <u>770円</u> 、4時間以上の使用にあつては <u>770円</u> に1時間増すごとに <u>200円</u> を加算した額とする。					3 暖房使用料 石油ストーブ1台につき、4時間以内の使用にあつては <u>750円</u> 、4時間以上の使用にあつては <u>750円</u> に1時間増すごとに <u>190円</u> を加算した額とする。				
4 略					4 略				

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市福祉健康センター条例の一部改正）

第3条 富谷市福祉健康センター条例（昭和63年富谷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後					現行				
第1条～第10条 略					第1条～第10条 略				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 基本使用料					1 基本使用料				
使用時間 使用区分	午前 9時 ～13時	午後 13時 ～17時	夜間 17時 ～21時		使用時間 使用区分	午前 9時 ～13時	午後 13時 ～17時	夜間 17時 ～21時	
教養娯楽室	<u>1,650円</u>	<u>1,650円</u>	<u>2,200円</u>		教養娯楽室	<u>1,620円</u>	<u>1,620円</u>	<u>2,160円</u>	
栄養指導室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>			栄養指導室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>		
集会兼運動指導室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>		集会兼運動指導室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	
作業室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>			作業室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>		
2 浴室の使用料 1人につき <u>280円</u> （浴室の使用は、10人以上の場合に限る。）					2 浴室の使用料 1人につき <u>270円</u> （浴室の使用は、10人以上の場合に限る。）				

改 正 後	現 行
3 暖房使用料 石油ストーブ（1台当たり） を4時間以内で使用する場合 <u>770円</u> 。4時 間を超えて使用する場合、1時間を増すごと に <u>200円</u> を加えた額 4～8 略	3 暖房使用料 石油ストーブ（1台当たり） を4時間以内で使用する場合 <u>750円</u> 。4時 間を超えて使用する場合、1時間を増すごと に <u>190円</u> を加えた額 4～8 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市公共物管理条例の一部改正）

第4条 富谷市公共物管理条例（平成4年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第4条 略 （使用料の徴収） 第5条 略 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第 6条の規定により非課税とされるものを除 くものについての使用料の額は、前項の規定 により算定した額に <u>100分の110</u> を乗 じて得た額（その額が100円に満たない場 合にあっては100円）とする。 3～5 略 第6条～第17条 略	第1条～第4条 略 （使用料の徴収） 第5条 略 2 消費税法（昭和63年法律第108号）第 6条の規定により非課税とされるものを除 くものについての使用料の額は、前項の規定 により算定した額に <u>100分の108</u> を乗 じて得た額（その額が100円に満たない場 合にあっては100円）とする。 3～5 略 第6条～第17条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市道路占用料等条例の一部改正）

第5条 富谷市道路占用料等条例（平成9年富谷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条 略 （占用料の額） 第2条 略	第1条 略 （占用料の額） 第2条 略

改 正 後	現 行
<p>2 前項の規定にかかわらず、市道に係る道路の占用のうち占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額に<u>1.1</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、市道に係る道路の占用のうち占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た額に<u>1.08</u>を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。</p> <p>3 略</p> <p>第3条～第7条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

（富谷市都市公園条例の一部改正）

第6条 富谷市都市公園条例（昭和52年富谷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第10条 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p>（使用料）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都市公園の使用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものを除くものについての使用料の額は、</p>

改正後	現行
<p>前項の規定により算出した金額に<u>100分</u>の<u>110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>第12条～第19条 略</p>	<p>前項の規定により算出した金額に<u>100分</u>の<u>108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <p>第12条～第19条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市公民館条例の一部改正)

第7条 富谷市公民館条例(昭和58年富谷町条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

1 基本使用料

区分 使用区分		使用料			冷暖房使用料(右欄に掲げる暖房使用料を除く。1時間につき。)	暖房使用料
		午前 9時～13時	午後 13時～17時	夜間 17時～21時		
富谷中央公民館	大ホール	1,650円	1,650円	2,200円	370円	石油ストーブの場合 (1台当たり)4時間以内で使用する場合 770円
	第1会議室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第2会議室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第3会議室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第1研修室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第2研修室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	クラブ活動室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
富ヶ丘公民館	大ホール	1,650円	1,650円	2,200円	370円	4時間を超えて使用する場合 770円に、1時間を増すごとに200円を加えた額
	第1和室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第2和室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第1会議室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	第2会議室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
	調理室	1,100円	1,100円	1,650円	50円	
第1研修室	1,100円	1,100円	1,650円	50円		

	第2研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	ボイラーの場合 使用料の3割 の額(10円 未満の端数が 生じたとき は、切り捨て る。)
東 向 陽 台 公 民 館	大ホール	1, 650円	1, 650円	2, 200円	370円	
	第1研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	調理室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第3研修室(1)	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第3研修室(2)	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
あ け の 平 公 民 館	大ホール	1, 650円	1, 650円	2, 200円	370円	
	第1会議室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2会議室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	調理室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第1和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
日 吉 台 公 民 館	大ホール	1, 650円	1, 650円	2, 200円	370円	
	第1研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第1和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	調理室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
成 田 公 民 館	大ホール	2, 470円	2, 470円	3, 020円	630円	
	第1和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第2和室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	調理室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第1研修室	2, 200円	2, 200円	2, 750円	50円	
	第2研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	第3研修室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	会議室	1, 100円	1, 100円	1, 650円	50円	
	電動稼 動椅子	平床式 階段式	1日につき1, 890円 1日につき5, 780円			

ただし、他の市町村の者が使用する場合は、基本使用料（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く。）の5割増の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。

## 2 特別使用料

入場料を徴収する場合の使用料は、この表（冷暖房使用料及び暖房使用料を除く。）の3倍の額とする。

## 3 調理室の燃料費は、別途徴収する。

（西成田コミュニティセンター条例の一部改正）

第8条 西成田コミュニティセンター条例（昭和49年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後				現行			
第1条～第10条 略				第1条～第10条 略			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
1 基本使用料				1 基本使用料			
使用時間 使用区分	午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	夜間 17時～ 21時	使用時間 使用区分	午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	夜間 17時～ 21時
もみじ	660円	660円	1,100円	もみじ	640円	640円	1,080円
さくら	660円	660円	1,100円	さくら	640円	640円	1,080円
ホール	1,320円	1,320円	2,200円	ホール	1,290円	1,290円	2,160円
調理室	330円	330円	330円	調理室	320円	320円	320円
運動広場	660円	660円	2,200円	運動広場	640円	640円	2,160円
備考				備考			
(1) 略				(1) 略			
(2) ホールについては、2分の1の分割使用の場合は、この表の定める額の2分の1の額 _____とする。				(2) ホールについては、2分の1の分割使用の場合は、この表の定める額の2分の1の額 <u>（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）</u> とする。			
(3) 略				(3) 略			
(4) 使用する施設において暖房をする場合の暖房使用料は、暖房機1台当たり4時間以内				(4) 使用する施設において暖房をする場合の暖房使用料は、暖房機1台当たり4時間以内			

改正後	現行
<p>の場合は<u>770円</u>とし、4時間を超える場合は1時間を増すごとに<u>200円</u>を加算した額とする。この場合において、1時間に満たない使用時間がある場合は、1時間に切り上げる。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>の場合は<u>750円</u>とし、4時間を超える場合は1時間を増すごとに<u>190円</u>を加算した額とする。この場合において、1時間に満たない使用時間がある場合は、1時間に切り上げる。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2・3 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市文化創造の森条例の一部改正)

第9条 富谷市文化創造の森条例（平成11年富谷町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行																																																																		
<p>第1条～第10条 略</p> <p>別表（第5条，第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用時間</th> <th>午前 9時～ 13時</th> <th>午後 13時～ 17時</th> <th>全日 9時～ 17時</th> <th>冷房料 (1時 間につ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修棟</td> <td>大和室</td> <td>1,320円</td> <td>1,320円</td> <td>2,640円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> <td><u>660円</u></td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> <td><u>660円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">趣味の棟</td> <td>展示室</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> <td><u>660円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td><u>330円</u></td> <td><u>330円</u></td> <td><u>660円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 使用する施設において暖房をする場合の暖房料は、ストーブ1台当たり4時間以内の場合は<u>770円</u>とし、4時間を超える場合は1時間を増すごと<u>200円</u>を加算した額とする。この場合におい</p>	使用時間		午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	全日 9時～ 17時	冷房料 (1時 間につ き)	研修棟	大和室	1,320円	1,320円	2,640円	160円	第1研修室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>	50円	第2研修室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>		趣味の棟	展示室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>		創作室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>		<p>第1条～第10条 略</p> <p>別表（第5条，第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用時間</th> <th>午前 9時～ 13時</th> <th>午後 13時～ 17時</th> <th>全日 9時～ 17時</th> <th>冷房料 (1時 間につ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">研修棟</td> <td>大和室</td> <td>1,290円</td> <td>1,290円</td> <td>2,580円</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> <td><u>640円</u></td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> <td><u>640円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">趣味の棟</td> <td>展示室</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> <td><u>640円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>創作室</td> <td><u>320円</u></td> <td><u>320円</u></td> <td><u>640円</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 使用する施設において暖房をする場合の暖房料は、ストーブ1台当たり4時間以内の場合は<u>750円</u>とし、4時間を超える場合は1時間を増すごと<u>190円</u>を加算した額とする。この場合におい</p>	使用時間		午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	全日 9時～ 17時	冷房料 (1時 間につ き)	研修棟	大和室	1,290円	1,290円	2,580円	160円	第1研修室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>	50円	第2研修室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>		趣味の棟	展示室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>		創作室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>	
使用時間		午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	全日 9時～ 17時	冷房料 (1時 間につ き)																																																														
研修棟	大和室	1,320円	1,320円	2,640円	160円																																																														
	第1研修室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>	50円																																																														
	第2研修室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>																																																															
趣味の棟	展示室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>																																																															
	創作室	<u>330円</u>	<u>330円</u>	<u>660円</u>																																																															
使用時間		午前 9時～ 13時	午後 13時～ 17時	全日 9時～ 17時	冷房料 (1時 間につ き)																																																														
研修棟	大和室	1,290円	1,290円	2,580円	160円																																																														
	第1研修室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>	50円																																																														
	第2研修室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>																																																															
趣味の棟	展示室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>																																																															
	創作室	<u>320円</u>	<u>320円</u>	<u>640円</u>																																																															

改正後	現 行
て、1時間に満たない使用時間がある場合は、1時間に切り上げる。 (4) 略	て、1時間に満たない使用時間がある場合は、1時間に切り上げる。 (4) 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市総合運動場条例の一部改正)

第10条 富谷市総合運動場条例（昭和61年富谷町条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 施設使用料

(1) 富谷スポーツセンター

使用区分			使用時間	午前	午後	夜間	全日	時間外		貸切りでない場合	
			9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	9:00～ 21:00	午前9時 前1時間 につき	午後9時 以後1時 間につき			
メインアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,200円	2,970円	4,400円	9,570円	770円	1,650円	1人1回50円	午前、午後、夜間各1回につき
		一般（大学生を含む。）	4,400円	5,720円	8,800円	18,920円	1,540円	3,300円	1人1回100円		
	入場料を徴収する場合	児童・生徒	6,600円	8,910円	13,200円	28,710円	2,310円	4,950円			
		一般（大学生を含む。）	13,200円	17,160円	26,400円	56,760円	4,620円	9,900円			
	その他の催しに使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	8,800円	11,440円	17,600円	37,840円	3,080円	6,600円		
			営利を目的とする場合	44,000円	57,200円	88,000円	189,200円	15,400円	33,000円		
	入場料を徴収する場合	110,000円	143,000円	220,000円	473,000円	38,500円	82,500円				
サブア	アマチュアスポーツ	入場料を徴収	児童・生徒	550円	770円	1,210円	2,530円	220円	440円		
			一般	1,100円	1,540円	2,420円	5,060円	440円	880円		

アリーナ	に使用する場合	しない場合	(大学生を含む。)								
		入場料を徴収する場合	児童・生徒		1,650円	2,310円	3,630円	7,590円	660円	1,100円	
	一般(大学生を含む。)			3,300円	4,620円	7,260円	15,180円	1,320円	2,200円		
	その他の催しに使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合		2,200円	3,080円	4,840円	10,120円	880円	1,760円	
			営利を目的とする場合		11,000円	15,400円	24,200円	50,600円	4,400円	8,800円	
入場料を徴収する場合			27,500円	38,500円	60,500円	126,500円	11,000円	22,000円			
会議室					1,320円	1,650円	2,640円	5,610円	550円	770円	
控室					1,210円	1,540円	2,530円	5,280円	440円	660円	
ステージ					1,210円	1,540円	2,310円	5,060円	440円	660円	

(2) 富谷武道館

使用区分			使用時間		午前	午後	夜間	全日	時間外		貸切りでない場合	
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～21:00	9:00～21:00	午前9時前1時間につき	午後9時以後1時間につき				
アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒		590円	800円	1,180円	2,580円	200円	440円	1人1回50円	午前、午後、夜間各1回につき
		一般(大学生を含む。)		1,180円	1,540円	2,370円	5,100円	410円	890円	1人1回100円		
	入場料を徴収する場合	児童・生徒		1,780円	2,400円	3,560円	7,740円	620円	1,330円			
		一般(大学生を含む。)		3,560円	4,630円	7,120円	15,320円	1,250円	2,670円			
	その他の催しに使用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合		2,370円	3,080円	4,750円	10,210円	830円	1,780円		
			営利を目的とする場合		11,880円	15,440円	23,760円	51,080円	4,150円	8,910円		

	入場料を徴収する場合	29,700円	38,610円	59,400円	127,710円	10,390円	22,270円		
トレーニング室		2,910円	3,640円	5,460円	12,010円	1,090円	1,810円	児童・生徒 50円 一般 100円（大学生を含む。）	午前、午後、夜間各1回につき
会議室	全部使用	3,560円	4,450円	7,120円	15,140円	1,480円	2,070円		
	部分使用	中区分	1,980円	2,480円	3,970円	8,470円	810円	1,140円	
		小区分	770円	960円	1,550円	3,310円	310円	440円	
控室		1,210円	1,540円	2,530円	5,280円	440円	660円		
ステージ		1,060円	1,350円	2,030円	4,450円	380円	580円		

(3) 富谷市総合運動公園グラウンド

使用時間	午前	午後	全日	午前9時前及び午後5時以後1時間につき
使用区分	9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	
富谷市総合運動公園グラウンド(A・B・C)	1,650円	2,200円	4,400円	550円
富谷市総合運動公園グラウンド(D1・D2)	820円	1,100円	2,200円	270円

(4) 富谷市総合運動公園テニスコート

使用時間	9:00～21:00	午前9時前1時間につき
富谷市総合運動公園テニスコート(1面につき)		
児童生徒	1時間	260円
一般(大学生も含む。)	1時間	520円

(5) 富谷市総合運動公園レクリエーション広場

使用時間	9:00～17:00
富谷市総合運動公園レクリエーション広場	無料

(6) 富谷市総合運動公園スポーツ交流館

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間	全日	時間外	適用
		9:00～ 13:00	13:00～ 17:00	17:00～ 21:00	9:00～ 21:00	午後9時以 後1時間に つき	
富谷市総合 運動公園ス ポーツ交流 館	会議 室	960円	960円	1,360円	3,290円	340円	貸切り使用 の場合

## 2 設備使用料

名称	単位	使用料	備考
放送施設	一式	2,200円	
電光得点板	1組	2,200円	
フロアーシート	1本	50円	1日単位
長机	1脚	110円	1日単位
折りたたみ椅子	1脚	30円	1日単位
ピアノ	1台	1,100円	1日単位
可動舞台	1回	メインアリーナ使 用の2分の1に相 当する額	
舞台照明器具	一式	ステージ使用料に 相当する額	
かまど	1基	210円	

### 備考

- 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場することに関して入場の対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされた場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 施設及び設備を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に貸切り使用する場合の使用料は、使用料の2割に相当する額を加算した額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。
- 本表に定める使用時間内に競技場を準備又は撤去のため使用する場合の使用料は、当該使用料の2分の1に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。ただし、入場料を徴収する場合は、適用しない。
- 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合においても使用料の減免は、行わない。

- 5 本表に定める使用時間外に使用する場合の使用料は、使用時間が正午から午後1時までのときは午後、午後5時から午後6時までのときは夜間の区分に従い、それぞれの使用料の額を時間割計算によって算出した額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。この場合において、使用時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げる。
- 6 本表に定める使用料以外に貸切り使用する次の施設において電灯、冷房及び暖房を使用する場合は、次の区分により電灯料、冷房料及び暖房料を徴収する。この場合において、使用時間が1時間に満たないときは、1時間に切り上げる。

施設		電灯料（1時間につき）	冷房料（1時間につき）	暖房料（1時間につき）	
富谷スポーツセンター	メインアリーナ	2,750円		7,700円	
	サブアリーナ	190円			
	客席部分	260円			
富谷武道館	アリーナ	1,040円	1,150円	3,200円	
	客席部分	90円			
	会議室	全部使用		200円	200円
		部分使用	中区分		110円
小区分			50円	50円	
富谷市総合運動公園テニスコート（1面につき）		520円			
富谷市総合運動公園スポーツ交流館	会議室		110円	110円	

- 7 富谷スポーツセンターにおけるメインアリーナについては、2分の1、4分の1、サブアリーナについては、2分の1の分割使用によりそれぞれに分割した使用料及び電灯料（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。
- 8 富谷武道館におけるアリーナについては、2分の1の分割使用の場合は、本表に規定する使用料及び電灯料の額の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）とする。
- 9 他の市町村の者が使用する場合の使用料は、本表に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。
- 10 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、本表に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。

1 1 9及び1 0については、1 施設使用料の(3)及び(4)の運動施設について適用する。

1 2 1から5まで及び1 0については、2 設備使用料について適用する。

(富谷市下水道条例の一部改正)

第1 1条 富谷市下水道条例(昭和6 3年富谷町条例第1 3号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第16条 略 (使用料) 第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から1使用月につき次の表に定める金額に <u>100分の110</u> を乗じて得た使用料を徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; margin: 5px auto;">略</div>	第1条～第16条 略 (使用料) 第17条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から1使用月につき次の表に定める金額に <u>100分の108</u> を乗じて得た使用料を徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 <div style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; margin: 5px auto;">略</div>
第17条の2～第32条 略	第17条の2～第32条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

(富谷市給水条例の一部改正)

第1 2条 富谷市給水条例(平成1 0年富谷町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第22条 略 (料金) 第23条 料金は、次の各号に定める額の合計額 <u>に100分の110</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (1)・(2) 略 第24条～第28条 略 (加入金) 第29条 略	第1条～第22条 略 (料金) 第23条 料金は、次の各号に定める額の合計額 <u>に100分の108</u> を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 (1)・(2) 略 第24条～第28条 略 (加入金) 第29条 略

改 正 後	現 行
<p>2 加入金の額は、次の表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造する場合の加入金の額は、改造後の口径に応ずる加入金の額と改造前の口径に応ずる加入金の額との差額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3・4 略 (開発負担金)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 開発負担金の額は、次の表に定める金額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた時は、切り捨てるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3 略</p> <p>第31条～第41条 略</p>	<p>2 加入金の額は、次の表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造する場合の加入金の額は、改造後の口径に応ずる加入金の額と改造前の口径に応ずる加入金の額との差額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3・4 略 (開発負担金)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 開発負担金の額は、次の表に定める金額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた時は、切り捨てるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">略</div> <p>3 略</p> <p>第31条～第41条 略</p>

備考 改正箇所は線が引かれた部分である。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置の原則)

第2条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(富谷市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る使用料にあっては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料

の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例第 11 条による改正後の富谷市下水道条例第 17 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

（富谷市給水条例の一部改正に伴う経過措置）

第 4 条 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和元年 10 月 31 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後であるものに係る料金にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例第 12 条による改正後の富谷市給水条例第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 3 施行日前に給水工事申込みがなされた富谷市給水条例の規定による給水装置の新設又は改造に係る加入金については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に協議又は給水の申込みがなされた富谷市給水条例の規定による市の給水を受けることとなる建築物の建築又は宅地の造成に係る開発負担金については、なお従前の例による。

議案第 4号

富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例の一部改正について

富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例（平成28年富谷町条例第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正のほか、交付対象者の追加に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例の一部を改正する条例

富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例（平成28年富谷町条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第3条 略 (交付対象者)</p> <p>第4条 乗車証の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>70歳以上の者若しくは60歳以上70歳未満の者で運転免許証（道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証をいう。）を返納した者又は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の者であること。</u></p> <p>(3) 略 (乗車証の交付等の申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により乗車証の交付等を申請しようとする者は、乗車証に係る事業に要する費用に充てるため、あらかじめ申請額の1割及び次の各号に掲げるいずれかの手数料を負担しなければならない。</p> <p>(1) 乗車証交付手数料 1枚につき<u>1,430</u>円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 乗車証再交付手数料 1枚につき<u>1,950</u>円</p>	<p>第1条～第3条 略 (交付対象者)</p> <p>第4条 乗車証の交付対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 70歳以上の者_____又 _____ _____又</p> <p>は身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している18歳以上の者であること。</p> <p>(3) 略 (乗車証の交付等の申請等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により乗車証の交付等を申請しようとする者は、乗車証に係る事業に要する費用に充てるため、あらかじめ申請額の1割及び次の各号に掲げるいずれかの手数料を負担しなければならない。</p> <p>(1) 乗車証交付手数料 1枚につき<u>1,400</u>円</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 乗車証再交付手数料 1枚につき<u>1,910</u>円</p>

改 正 後	現 行
4～6 略 第6条～第8条 略	4～6 略 第6条～第8条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の富谷市高齢者・障がい者外出支援乗車証条例第5条の規定による乗車証の交付等の申請の行為及びこれらに関し必要な行為は、この条例の施行前において行うことができる。

議案第 5号

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び宮城県心身障害者医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富谷市心身障害者医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療育手帳交付規則（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。）、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓機能障害を有する者に限る。）に該当するもの及び<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</u>（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令</u>（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級に該当するもの</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 療育手帳交付規則（平成12年宮城県規則第102号）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、その者の障害の程度が「A」であるもの（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第3号に定める職親に委託されている者で、療育手帳の「B」の交付を受けているものを含む。）<u>及び身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級及び3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓機能障害を有する者に限る。）に該当するもの</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

改 正 後	現 行
<p>2 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項及び第2項（<u>同法第55条の2第2項において準用する場合を含む。</u>）並びに<u>第55条の2第1項の規定の適用を受ける者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第13条 略</p>	<p>2 略</p> <p>(助成対象者)</p> <p>第3条 この条例により助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれかに該当する心身障害者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条の規定により支援給付を受ける者を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市内に住所を有しないが、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第1項及び第2項_____の規定の適用を受ける者</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>第4条～第13条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富谷市中心身障害者医療費の助成に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療

に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 6 号

富谷市地域活動支援センター条例の一部改正について

富谷市地域活動支援センター条例（平成21年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

富谷市地域活動支援センター条例（平成21年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第25項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7号

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若生 裕 俊

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例

富谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
第1条～第9条 略 （職員） 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、 <u>都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 第11条～第21条 略	第1条～第9条 略 （職員） 第10条 略 2 略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事_____が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)～(10) 略 4・5 略 第11条～第21条 略

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 8号

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年富谷町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p>第1条～第5条 略 （保育所等との連携）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項</u></p>	<p>第1条～第5条 略 （保育所等との連携）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと_____ができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p>

改正後	現 行
<p><u>に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p> <p>第7条～第15条 略 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る_____。)</u>において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p> <p>第17条～第44条 略 (連携施設に関する特例)</p>	<p>第7条～第15条 略 (食事の提供の特例)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児_____の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。)</u>において家庭的保育事業を行う場合に限る。)</p> <p>第17条～第44条 略 (連携施設に関する特例)</p>

改正後	現行
<p>第45条 略</p> <p>2 <u>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p>	<p>第45条 略</p>
<p>第46条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業_____の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、_____利用乳幼児への食事の提供を_____家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなけ</p>	<p>第46条～第48条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条 略</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業（<u>第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。</u>）の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、<u>第3条第1項に規定する</u>利用乳幼児への食事の提供を<u>同項に規定する</u>家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなけ</p>

改 正 後	現 行
<p>ればならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 略</p>	<p>ればならない。</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>5年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>第4条・第5条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準を定める条例の一部改正について

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格  
基準を定める条例（平成25年富谷町条例第20号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正及び水道法施行規則（昭和32年厚  
生省令第45号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の  
資格基準を定める条例の一部を改正する条例

富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格  
基準を定める条例（平成25年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（布設工事監督者を配置する工事）</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める_____水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める_____資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（<u>同法による専門職大学の前期課程を含む。</u>）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u>）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として<u>上水道</u>及び工業用水道_____）を選択</p>	<p>第1条 略</p> <p>（布設工事監督者を配置する工事）</p> <p>第2条 法第12条第1項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が監督業務を行うべき</u>水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>（布設工事監督者の資格）</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める<u>布設工事監督者が有すべき</u>資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____，5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として<u>上水道及び工業用水道又は水道環境</u>を選択</p>

改正後	現行
<p>したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める_____資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者<u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)</u>については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後<u>(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u>、同条第1号に規定</p>	<p>したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める<u>水道技術管理者が有すべき</u>資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定</p>

改 正 後	現 行
<p>する<u>学校を卒業した者</u>については5年以上、同条第3号に規定する<u>学校を卒業した者</u>（同法による専門職大学の前期課程にあつては、<u>修了した者</u>）については7年以上、同条第4号に規定する<u>学校を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。</u>）ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>	<p>する<u>学校の卒業者</u> _____ については5年以上、同条第3号に規定する<u>学校の卒業者</u> _____ については7年以上、同条第4号に規定する<u>学校の卒業者</u> _____ については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者 _____ ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の富谷市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第15号

和解及び損害賠償額の決定について

市有地（大清水二丁目地内）からの倒木による隣接フェンスの損傷事故について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により，下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金64,800円也
  
- 2 和解の相手方 仙台市泉区泉ヶ丘三丁目13番20号  
宮城交通株式会社  
代表取締役 青 沼 正 喜
  
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金64,800円を支払うこととし，相手方はその余の請求を放棄する。

令和元年6月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊